

宅地建物取引業法②

免許

○×式確認問題

【問題】

* 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 宅地建物取引業を営もうとする者は、2以上の事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては、国土交通大臣の免許を受けなければならない。
- 2 Aが、刑法第261条(器物損壊)の罪で罰金刑に処せられた場合には、その刑の執行が終わってから5年が経過しなくても、宅地建物取引業の免許を受けることができる。
- 3 法人の役員のうち、刑法第211条(業務上過失致死傷等)の罪により3年の懲役刑に処せられている者がいる場合、その刑の全部に執行猶予がついていれば、執行猶予期間が満了後5年を経過すれば、直ちに免許を受けることができる。
- 4 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者は、免許を受けることができる。
- 5 宅地建物取引業者が廃業届を提出し、免許の効力を失った場合であっても、その者は、廃業前に締結した契約にもとづく取引を結了する目的の範囲内においては、なお宅地建物取引業者とみなされる。
- 6 甲県知事から免許を受け宅地建物取引業を営むA社について、破産手続開始の決定があった場合、破産管財人は、その日から2週間以内に、その旨を甲県知事に届け出なければならない。
- 7 甲県知事から免許を受けている宅地建物取引業者A(法人)の役員Bの住所について変更があった場合、Aは、30日以内に変更の届出をする必要はない。